

川崎市からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（3回目）

1. 日 時

令和4年5月31日（火） 10：30～10：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

自動車局：北川バス事業活性化調整官ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 宮田、本間、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 自動車局から、第2回の審議において委員から質問があった事項について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① バス車両の代替計画を踏まえた減価償却費の今後の見通し
 - ② NOX・PM 対策強化による車両代替とバリアフリー化の関係等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 川崎市では、ここしばらくの間はバス車両の使用期間を延ばすことで計上される減価償却費も抑えられてきたが、今後は代替を加速させることとしており、しばらくの間はある程度高い水準が続く見込みである。
 - ② NOX・PM 対策強化による車両代替が進められたのちにバリアフリー化が進展するという流れであるが、平成30年度時点でもノンステップ車が約95%を占めており、ワンステップ車も含めればすべての車両がバリアフリー化されている。等の回答があった。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。